

2015年9月14日

市立小・中・特別支援学校
児童・生徒の皆さんへ
保護者の皆様へ

藤沢市教育委員会

児童・生徒の健全育成に向けての 学校と警察との情報連携に係る協定について（お知らせ）

藤沢市教育委員会では、児童・生徒の健全育成に向けて、非行の防止や犯罪被害の防止を図ることを目的として、神奈川県警察本部との間で「児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携に係る協定」を結びました。この協定は、児童・生徒、保護者が抱える問題や悩みに対し、学校と警察が緊密に連携して支援活動を行うためのもので、協定の締結により、問題の早期解決を図るための支援体制が構築されます。

平成27年10月1日（木）より運用開始

どんな時に
連携するの？

子どもたちが、

- 犯罪の被害に遭うおそれがある場合
- 犯罪・触法行為を繰り返したり、逮捕・身柄通告に至ってしまう場合
- 深刻ないじめに関係している場合 です。

情報連携の
内容と方法は？

- 子どもの氏名・住所・年齢など、在籍情報
 - 抱えている問題の概要
 - 学校の支援・指導状況
- について、連絡票を使って行います。（*）
連絡票は3年間保管し、その後廃棄します。

藤沢市だけの
取組なの？

県内のほとんどの自治体では、同様の協定が締結されていて、多くの教育的効果が報告されています。

* 子どもたちの健全育成に向けての指導は、基本的には学校が中心となって行うものですが、「警察の有する専門的な知識や手法が子どもたちの抱える問題に効果がある」と判断される場合には、学校から連携を依頼することができ、その運用にあたっては、教育委員会との協議の上で決定します。

保護者の皆様には趣旨をご理解の上、今後とも子どもたちの健全育成に向けて、お力添えをよろしくお願いいたします



（問い合わせ先）

藤沢市教育委員会 教育部 教育指導課
電話 0466(25)1111（内線5222）

